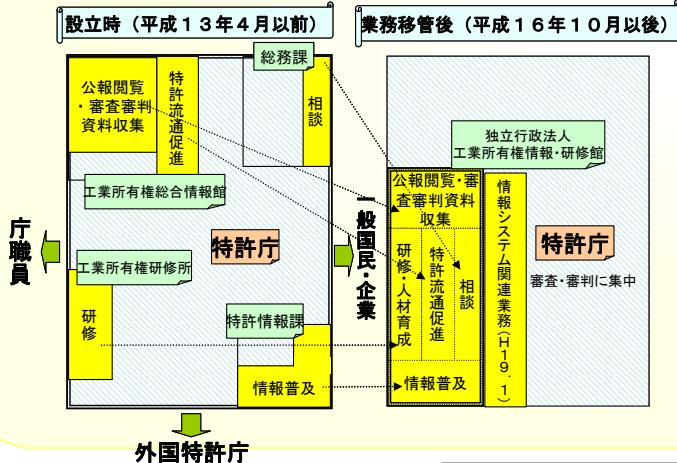


# 独立行政法人 工業所有権情報・研修館の概要

## 沿革

略称: INPIT (インピット)  
National Center for Industrial Property Information and Training

明治20年 農商務省特許局庶務部内に図書館を設置。  
明治32年 「工業所有権の保護等に関するパリ条約」に加盟し、同条約上の「中央資料館」となり、公報閲覧業務を実施。  
昭和27年 特許庁「万国工業所有権資料館」と改称。  
昭和53年 特許協力条約(PCT)加盟、同条約に基づき最小限資料としての審査・審判資料を収集・提供。  
昭和59年 ユネスコ条約加盟、同条約に基づき二国間での公報の相互交換を開始。  
平成9年 工業所有権相談業務と特許流通業務を追加、特許庁「工業所有権総合情報館」と改称。  
平成13年4月 **特定独立行政法人「工業所有権総合情報館」設立。**  
平成16年10月 情報普及業務及び人材育成業務を追加、「工業所有権情報・研修館」と改称。  
平成18年4月 非特定独立行政法人化。  
平成19年1月 情報システム関連業務を追加。

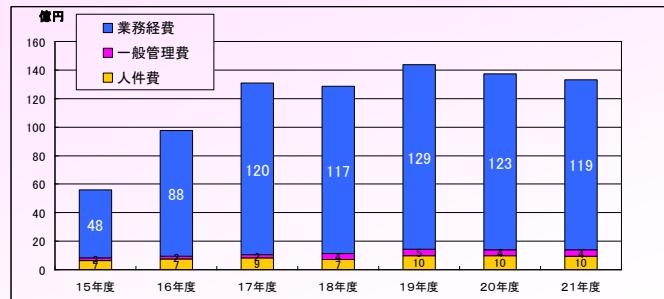
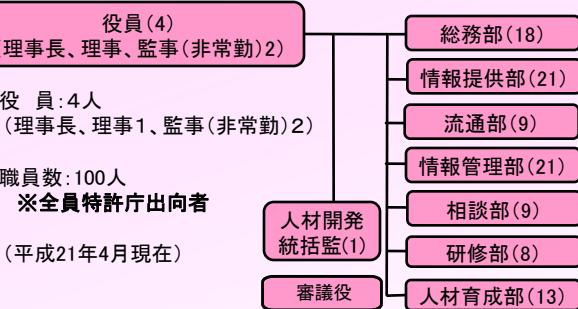


【特許局庁舎(明治38年当時)】

## 組織及び予算

【組織】 (括弧書きは人数)

【予算】



## 事業概要

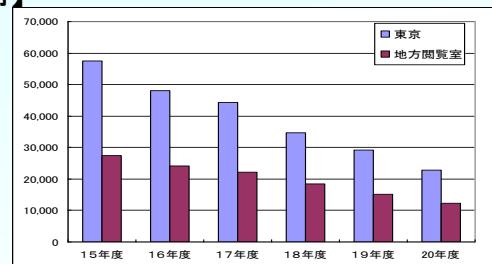
### ○工業所有権関係公報等閲覧業務【21年度計画:3.1億円】

パリ条約で設置を義務付けられている「中央資料館」として、産業財産権関係の内外国公報を公衆の閲覧に供するため、東京及び全国8か所(札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇)の地方閲覧室において、特許電子図書館専用端末、CD・DVD閲覧端末及び特許審査官端末等を設置し、公報等の閲覧及びこれらの閲覧に対する支援を行っている。

【情報・研修館が保有する主要国公報】

世界知的所有権機関	欧州特許庁	米国特許庁	英国特許庁	韓国知的財産庁
1923年～	1978年～	1871年～	1617年～	1948年～

【閲覧室利用者数】



### ○審査・審判関係図書等整備業務【21年度計画:2.3億円】

特許協力条約(PCT条約)で国際調査機関(日本国特許庁)が行う国際調査の質を確保するための、各国特許庁との必要な「最小限資料(ミニマム・ドキュメント)」の交換を通じた整備を行うとともに、これを含めた審査・審判に必要な図書等の技術文献(出願書類を含む)の収集、整理、保管及び公衆への閲覧業務を行う。

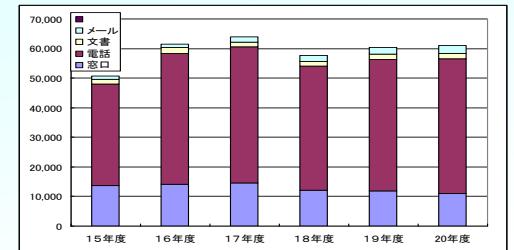
【審査・審判資料・図書等整備実績】 ( )内はタイトル数

単位:冊	内国図書	内国雑誌	外国雑誌	ミニマムドキュメント
19年度	698	9,862(418)	6,398(481)	2,943(144)
20年度	576	10,237(407)	6,241(443)	3,343(144)

### ○工業所有権相談等業務【21年度計画:0.6億円】

特許等の出願手続等に関する指導をはじめ、審査・審判・登録・基準・運用に至るまで産業財産権全般の相談を窓口、電子メール、電話等に応じている(電話相談は、平日午後8時まで対応)。

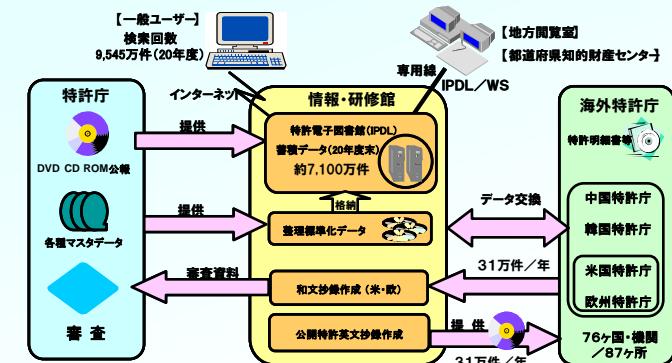
【相談件数実績】



### ○工業所有権情報普及業務【21年度計画:64.3億円】

工業所有権情報をインターネット上で無料検索できる特許電子図書館(IPDL)サービスを運営するとともに、特許庁の保有するデータを整理標準化して国民に公開する。また、米国及び欧州の特許明細書の和文抄録を作成し審査官等に提供するとともに、我が国の公開特許公報の英文抄録を作成し海外特許庁に提供する。更に、日米欧間及び日中韓間において海外特許庁との工業所有権情報データの交換を行う。

IPDLの20年度検索回数:約9,545万回  
米欧の特許明細書等の和文抄録作成  
20年度:29万件  
日本国公開特許公報の英文抄録作成  
20年度:31万件



### ○工業所有権情報流通等業務【21年度計画:26.0億円】【特許流通促進事業によるマッチング件数】

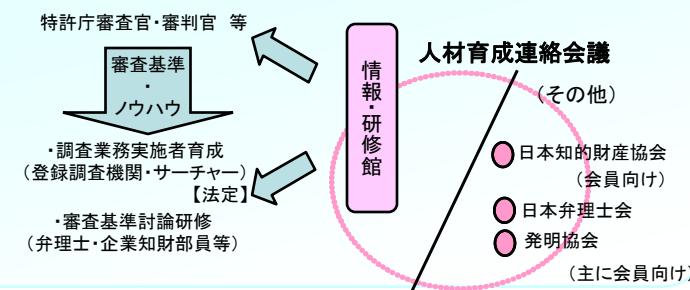
開放特許の活用を促し、新規事業の創出や中小企業の技術力向上を図るべく、開放特許等技術情報の収集及び提供を行うとともに、地域における特許流通の専門家や知的財産権取引事業者の育成を支援する。【20年度末累計成約件数12,124件】



### ○研修業務【21年度計画:5.4億円】

審査官等の資格を取得するために必要な法定研修、ナノ・テクノロジーなどの先端技術研修等の特許庁職員に対する研修、及び「工業所有権に関する手続き等の特例に関する法律」に基づく登録調査機関における調査業務実施者(サーチャー)育成研修を実施するとともに、弁理士、企業知財部職員等の工業所有権関連業務に従事する者に対して、審査実務や審査基準等に関する研修を実施する。

【研修・人材育成事業】



### ○情報システム業務【21年度計画:17.7億円】

電子出願ソフト及び公報システムの整備・運用を行うとともに、DNA配列データ、非特許文献等、特許庁の審査・審判に必要な資料電子データを整備する。